

四国電力株式会社伊方発電所3号の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について

令和2年1月29日
原子力規制委員会

四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見について、意見募集を実施しました。その結果につきまして、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

- 意見募集の期間 : 令和元年12月12日～令和2年1月10日
- 意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)

2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数 : 2件
 - ※ このほか、審査書案等に対する御意見でないものが1件寄せられました。
- 御意見に対する考え方 : 別紙1のとおり

以上

**四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方**

令和二年一月二十九日

IV-1.2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

御意見の概要	考え方
<p>➤ 9ページの16行目の「着用及び脱着」について：8ページの丸数字4では「着用」のみの記載となっていますが、申請者は「脱着」についても言及しているのですか？</p> <p>➤ 9ページの16行目の「着用及び脱着の指示、操作」について：8ページの丸数字4の「事故対策に必要な各種の指示、操作」とは意味するものが異なっていると思います。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「着用及び脱着」を「着用」に修正します。</p> <p>➤ 9ページの16行目の「着用及び脱着の指示、操作」は、御意見のとおり「事故対策に必要な各種の指示、操作」と意味するものが異なり、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準1.0項の要求事項である「IV-1.2 b.」の「着用等運用面の対策」に対して確認した結果になります。</p>

IV-1.3 審査過程における主な論点

御意見の概要	考え方
<p>➤ 可動源からの有毒ガスに対する防護措置について、立会人が可動源に随伴し、原子炉制御室運転員に連絡するとする防護措置は人的対策である。予期せぬ事故を防ぐ安全対策としては、これに加えて、原子炉制御室において自動的に警報するための装置を設ける技術的対策の両方がないと十分な対策とはいえないのではないか。</p>	<p>➤ 敷地内可動源からの有毒ガスについては、人が可動源に随伴することで、人が異常を認知し、原子炉制御室運転員に速やかに連絡することができることから、原子炉制御室運転員の対処能力が著しく低下することはないと考えています。また、予期せず発生する有毒ガス（例えば、敷地外可動源からの有毒ガス）については、有毒ガスの種類や量が特定できないこと、有毒ガスが発生する現場の状況により放出形態が異なることを踏まえれば、有毒ガスの種類に応じた検出装置及び警報装置の設置を求めることは、検出できない有毒ガスもあることから現実的ではなく、有毒ガスが発生した場合には、人が臭気や外部からの連絡等により異常を認知することで、原子炉制御室運転員に速やかに連絡することができることから、原子炉制御室運転員の対処能力が著しく低下することはないと考えています。</p> <p>このような考えから、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドでは、敷地内可動源及び予期せず発生する有毒ガスについては、人による異常の認知によることで、発生及び到達を検出し警報する装置の設置は要さないこととしています。</p> <p>審査においては、敷地内可動源からの有毒ガス発生の警報については、可動源に随伴する立会人が、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を検知した場合、速やかに原子炉制御室運転員に連絡する手順と体制を整備することにより、有毒ガスの発生を原子炉制御室運転員が認知できることを確認しています。また、予期せず発生する有毒ガスの警報については、臭気等により異常を認知した発見者、又は敷地外から有毒ガス発生に関する情報を入手した者は、予期せぬ有毒ガスの発生を原子炉制御室運転員に連絡する手順と体制を整備することにより、有毒ガスの発生を原子炉制御室運転員</p>

IV-1.3 審査過程における主な論点

御意見の概要	考え方
	が認知できることを確認しています。

審査書案の表記

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1ページの5行目の括弧内の「という。」は「という場合がある。」などと記載したほうがよいと思います。後段の記載（17ページの4行目）において定義した略語による記載がなされていない例があるから。（1ページの8行目の「という。」についても同様。） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の後段の記載（17ページ）は審査結果の章であり、明確化の観点から略語を用いていないものです。原案で不都合はないと考えることから、原案のとおりとします。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 5ページの最下行から上に6行目「保管されている有毒ガス」は「保管されている、有毒ガス」と記載したほうがよいと思います。保管されているのは有毒化学物質であるというのが文意であるならば。（最下行から上に4行目についても同様。） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見のとおりですので、修正します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 7ページの最下行から上に1行目の「予期せぬ有毒ガス」について：この「予期」が「発生の予期」を意味しているのであれば「予期せぬ有毒ガスの発生」と記載したほうがよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見のとおりですので、他の同一の表記も含め修正します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 8ページの丸数字1の3行目の「手順と体制を整備する」について：重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」では措置を講じることを「手順書」に定めることを要求しています。審査書案には「手順書」についての言及がなされていま 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査においては、申請者が8ページの①から⑤の手順等を手順書に整備するとしていることを確認したことから、御意見を踏まえ、他の同一の表記も含め修正します。

審査書案の表記	
御意見の概要	考え方
<p>せんが、「手順書」の整備方針については審査したのですか？</p> <p>➤ 8ページの丸数字2の「判断基準値を下回る」は判断基準値が含まれず、丸数字1の判断基準値を含む「判断基準値以下とする」より保守的な措置であると理解されるようですが、申請書ではこのように書き分けているのですか？</p> <p>➤ 10ページの1行目、5行目の「防液提」と他の箇所（7ページ等）の「防液堤」との違いは、何を意味しているのですか？</p>	<p>➤ 申請書では、丸数字1と2に記載したとおり書き分けられており、審査書ではこれを踏まえた記載としています。</p> <p>➤ 「防液提」は誤記ですので、「防液提」を「防液堤」に修正します。</p>